

7 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.com

ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第76号を発行させていただきます。

今年は梅雨入りが例年よりかなり遅くなっておりましたが、梅雨入りをした途端に被害が出るような大雨に見舞われる不安定な天気になったりしています。梅雨明けまで過ごしにくい日が続くそうですので、体調を崩さないようにお気をつけください。

今月は、私の地元の和歌山県田辺市に帰省した際に救馬溪観音（すくまだにかんのん）のあじさい曼荼羅園に行った際に撮影した写真をご紹介します。



(写真は、救馬溪観音の境内です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**民法（相続法）改正について その1、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**習慣をちょっと変えてみる その12**を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 民法（相続法）について その1

H30年7月に相続法が大きく改正され、その改正のうち今月1日から施行されるものがありますので、消費税の軽減税率についての紹介を一旦休止して相続法の改正についてご紹介させていただくことにします。

○婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

*2019年7月1日施行

(優遇措置の内容)

婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産(居住用建物又はその敷地)の遺贈又は贈与がされた場合については、**原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることとなります。**

改正前	<p>贈与等を行ったとしても、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱うため、配偶者が最終的に取得する財産額は、結果的に贈与等がなかった場合と同じになる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>被相続人が贈与等を行った趣旨が遺産分割の結果に反映されない。</p>
改正後	<p>このような規定(被相続人の意思の推定規定)を設けることにより、原則として遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要がなくなり、配偶者は、より多くの財産を取得することができる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>贈与等の趣旨に沿った遺産の分割が可能となる。</p>

*被相続人の死亡により残された配偶者の生活への配慮等の観点から「婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置」の改正が行われています。



(写真は、あじさい曼荼羅園内のあじさいです)

○預貯金の払戻し制度の創設

*2019年7月1日施行

(優遇措置の内容)

預貯金が遺産分割の対象となる場合に、各相続人は、遺産分割が終わる前でも、**一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができるようになります。**

改正前	<p>遺産分割が終了するまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払戻しができない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要がある場合にも、遺産分割が終了するまでの間は、被相続人の預金の払戻しができない。</p>
改正後	<p>遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるよう、預貯金の払戻し制度を設ける。</p> <p>(1) 預貯金債権の一定割合(金額による上限あり)については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口における支払を受けられるようにする。</p> <p>(2) 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する。</p>

*預貯金の払戻しについて上記(1)の方策については限度額が定められていることから、小口の資金需要については(1)の方策により、限度額を超える比較的大口の資金需要がある場合については(2)の方策を用いることになるものと考えられます。

来月も7月1日に施行された改正について引き続きご紹介させていただく予定にしております。

【参考文献】

- ・法務省リーフレット 「民法(相続法)改正 遺言書保管法の制定～高齢化の進展等に対する対応～ 相続に関するルールが大きく変わります」



(写真は、あじさい曼荼羅園内のあじさいです)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

ネット収入関連

日経新聞に「ネット収入捕捉強化 国税庁、仮想通貨取引など」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・仮想通貨取引やネットオークション、民泊、動画配信などネットを介して個人が得た収入に適正に課税するため国税庁は、全国の国税局などに専門のプロジェクトチームを設置し、情報収集を強化すると発表した。
- ・多額の利益を得た顧客の情報を事業者から入手するなどし、無申告や過少申告による課税逃れを防ぐ。

- ・3月末に成立した改正国税通則法（2020年1月施行）により、一定条件の下、国税当局は多額の利益を得た顧客などの情報を事業者に照会することが可能になった。事業者が正当な理由なく情報提供に応じない場合は罰則もある。
- ・事業者に任意の情報提供を求めて断られることもあったという。国税庁幹部は「法律に基づいて顧客情報を照会できるようになったことは強力な武器になる」と話す。

などと書かれておりました。

* ネットを介して得た収入を申告されていない方は一定数いるように思います。来年1月からは事業者の情報提供を行えるようになり、事業者がその情報提供に応じなければ罰則が与えられますので、事業者は情報提供をすることになります。そうなれば無申告者などはすぐに見つかってしまいますので、自主的に申告することをお勧めいたします。



(写真は、あじさい曼荼羅園内のあじさいです)

消費税軽減税率関連

日経新聞に「軽減税率進まぬ民の備え 対応レジ補助、想定3分の1 駆け込み申請 混乱懸念」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府は増税後も飲食料品の税率を8%に据え置く軽減税率と、キャッシュレス決済時のポイント還元策の円滑な導入をめざすが、補助制度への申込件数は想定を下回る。

- ・政府はレジや券売機などへの補助金に1000億円超の予算を確保し、30万件の申請を想定している。ところが、5月末までの申請は10万件あまりで約3分の1にとどまった。

- ・増税後に個人消費が落ち込まないようにしつつ、米国や中国などに比べて遅れているキャッシュレス決済の普及をめざすポイント還元も周知が進んでいない。
- ・還元制度に参加したい商店主は、カード会社やスマートフォン決済会社など決済事業者を通じて参加登録する必要がある。既にキャッシュレス端末を使っているも改めて登録が必要だ。決済事業者は150社超が参加を表明しており、店主は自らに遭ったサービスを選ぶのも一苦労だ。

などと書かれておりました。

* 飲食料品を扱う小売業者などは、レシートに8%分と10%分を区別して明示しないといけなくなりますので、対応するレジの導入を検討すべきだと思います。そのレジの購入に申請すれば国から補助金が支給されますので、補助金の内容を確認されることをお勧めいたします。



(写真は、あじさい曼荼羅園内のあじさいです)

4 習慣をちょっと変えてみる その12

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、ストレス緩和につながる内容として「起こっていないことで悩まない」についての情報をご紹介します

ていただきます。

起こっていないことで悩まない ー不安とは実態のないもの

参考文献には、

- ・心のなかにある「不安」というもの。実は、それは実体のないものなのだ。
- ・実体がないものを恐れ、それに執着している。それがいかに空虚なものだと。
- ・起こっていないことで悩む必要はない。今起こっていることだけ考えればいい。
- ・「不安」のほとんどは、あなたの心が勝手に作り出しているもの。不安に実体などないのです。

などと書かれておりました。

このテーマを今回選ばせていただいたのは、

- ・仕事柄お客様から相談を受ける際に将来の不安要素を取り除く内容の相談
- ・お客様の税務調査に立ち会うことで税務調査が終了するまでどういった内容を指摘されて修正申告を作成して税金を追加納付していただかないといけなくなるなど心配することが多いので、仕事以外の事でも何も起こっていないのに心配事を勝手につくってしまっ不安になっていることもあり選ばせていただきました。

不安な事があると気持ちが落ち着かなくなり注意力散漫になって仕事の能率が落ちることもよくあるので、何もいいことがないですね。参考文献にも書かれていますが、「起こっていないことで悩む必要はない。」という事が出来ればもっと楽に仕事出来るのですが。

すぐには出来ないでしょうが、不安に思うことが出れば、またこのテーマを読み返して不安を早くに取り除くようにしたいと思います。

あとは体を動かして汗をかくことも不安を取り除くにはいいかもしれません。

このテーマを取り上げて何かご参考になることがあれ

ば幸いです。

【参考文献】

- ・禅、シンプル生活のすすめ 著者 柘野 俊明 発行所 三笠書房

5 編集後記

先月は西淀川支部税理士の研修旅行で長崎に行ってきました。その際に軍艦島クルーズにて軍艦島に上陸できたので、その時に撮影した写真をご紹介します。



軍艦島は長崎港での天候が良くても軍艦島付近の波の状況が良くなければ上陸できないこともあるようで、上陸できるのは、6割程度との説明を受けました。

昨年の台風などでかなり建物が崩れてきてしまっているようで保存するのが大変なようです。運よく上陸でき貴重な体験が出来ました。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。